

消費者契約に関する検討会  
第23回 議事録

消費者庁消費者制度課

## 第23回 消費者契約に関する検討会

1. 日 時：令和3年9月7日（火）11:00～13:19

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

報告書作成に向けた議論

4. 出席者

（委員）

山本敬三委員（座長）、沖野委員、垣内委員、河村委員、楠委員、小浦委員、後藤委員、高橋委員、坪田委員、遠山委員、西田委員、平尾委員、山下委員、山本和彦委員、渡辺委員

（事務局）

井上大臣、伊藤長官、長谷川審議官、黒木消費者制度課長、福島課長補佐、上野課長補佐、玉置専門官

（オブザーバー）

国民生活センター、法務省、最高裁判所

## 【1. 開会】

### ○山本座長

それでは、定刻になりましたので、第23回「消費者契約に関する検討会」を開催いたします。本日も、委員の皆様には御多忙のところ御出席賜りまして、ありがとうございます。本日の議題は、「報告書作成に向けた議論」です。

まず、事務局から接続と資料の確認をお願いいたします。

### ○玉置専門官

※接続確認を行う

最後に、資料の確認をさせていただきます。本日の資料ですが、議事次第の記載のとおりでして、資料として報告書（案）を、また、参考資料としまして前回からの修正箇所を示した見え消し版報告書（案）もお付けしております。資料は以上でございます。

### ○山本座長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から報告書修正案の御説明をいただき、その後、論点ごとに分けて委員の皆様の間での意見交換を行いたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

## 【2. 報告書案についての説明】

### ○福島補佐

それでは、御説明させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

中身に入る前に、全体に関わる点について少しお話ししたいと思います。前回の検討会で報告書案をお示ししまして、委員やオブザーバーの皆様から様々な御意見をいただきました。それを反映したものが今回の資料になっております。参考資料として、今御紹介しましたように、いわゆる見え消し版という形で加筆や修正をした部分を赤字にしたものを用意しておりますので、本日は見え消し版を用いて、何ページの何行目という形で御説明したいと思っております。

それから、前回どういう意見があったのかにつきまして、詳細を確認したいときは、消費者庁のウェブサイトで議事録を公表しておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

それでは、報告書の中身のほうに入りまして、まず2ページ目と3ページ目が「報告書の取りまとめに当たって」となっております。前回いただいた御意見を加筆しております。

それから、次が消費者の取消権になります。取消権につきましては、3つの規

定案を検討しておりますが、まず5ページ目以下になりますが、困惑類型の脱法防止規定になります。ここで修正しているところが幾つかございますけれども、大きいところとして6ページ21行目以下の修正がありまして、法制化に当たっては要件の明確化が必要であるとの御意見、この御意見を受けて、受皿規定として機能するためにはある程度抽象的である必要があるという意見もありまして、両方の御意見を紹介しております。

2つ目が消費者の心理状態に着目した規定になります。この規定案ですけれども、前回の検討会では、まず渡辺委員から、議論が収れんしていないため、意見を併記するにとどめるべきではないかという御意見、問題提起がありまして、これを受けて、多くの委員から御意見をいただいたところです。その時の議論状況を踏まえて、報告書の骨格としては前回のを維持しつつ、いただいた御意見を加筆しております。全ては御紹介できないのですが、例えば7ページの34行目以下では、事業者の行為を細分化するのではなくて、組み立てられた一連の行為を総合的に捉えるべきであるという考え方を示しておりますが、この点につきまして、8ページの6行目以下になりますが、一連の行為を総合的に捉えるというだけでは、どのような行為が取り消し得るものなのかが明らかではなく、通常の営業活動への支障が大きいという意見があったことを紹介しております。それから、15行目からは、一定の方向性を示すのは難しいのではないかという御意見があったことを紹介しております。

取消権の最後、3つ目が消費者の判断力に着目した規定になります。これが前回最も御議論があったところでして、遠山委員からは基本的な方向性自体に反対という御意見を、渡辺委員からは、先ほど同様に、議論が収れんしておらず、何らかの方向性を記載するのは無理があるのではないかという御意見をいただきました。

具体的な制度設計の点では様々な御意見があることは承知しておりますが、今回、坪田委員の御指摘を受けて9ページの27行目あたりに加筆しているところがございますけれども、判断力の著しい低下は消費者の脆弱性の典型的な場面でありまして、超高齢社会の進展を踏まえた対応が消費者契約法において求められている、そういう問題意識の下でこれまで御議論いただきました。

前回、座長から、報告書として取りまとめることについて、可能な限りその道を追求していきたいというお話がありましたが、事務局としても何とか一定の方向性を書くことができないかと考えているところでして、報告書の骨格については前回のを維持しつつ、いただいた御意見を加筆したものを今回お示しております。幾つか御紹介しますと、例えば10ページの3行目あたりになりますけれども、後藤委員の御意見を紹介しておりまして、具体的には、生活に著しい支障を及ぼすことを典型的場面に限定すること等により、事業者の予見可能性を確

保し、消費者が必要な契約ができなくなることはないよう配慮することが必要である、このような形で、事業者と消費者の双方に配慮すべきであることを加筆しております。

それから、少し戻りますけれども、9ページの13行目以下の加筆について御説明いたしますと、この規定案につきまして、事業者の認識についてはやや複雑な要件となっております。つまり、契約が当該消費者の生活に著しい支障を及ぼすことについては悪意及び重過失という形で事業者の認識を要件としているのに対して、消費者の判断力については事業者の認識を要件としていないところでありますが、両者がなぜ違うのかというところをより丁寧に説明してはどうかという御趣旨の御意見を前回いただきましたので、加筆しております。

最後になりますが、遠山委員からは保佐制度にならった規律の提案をいただきましたので、10ページの18行目以下で御紹介しております。また、一定の方向性を示すことは難しいのではないかと御意見があったことも紹介しております。私からは以上です。

## ○玉置専門官

続きまして、「第2『平均的な損害』について」の御説明をさせていただきます。こちらにも内容面に変更の生じた部分に限り、御説明をさせていただければと思います。同じく見え消し版13ページに参りまして、「2.『平均的な損害』の考慮要素の列举」、(2)考えられる対応の部分ですが、考慮要素につきましては、前回、平尾委員から契約の性質、代替可能性、費用の回復可能性などについてはコンセンサスを得られた部分ではないかという御意見を頂戴いたしましたので、加筆をさせていただきました。

続きまして、努力義務ですけれども、遠山委員、後藤委員から御意見を頂いたところも含め、内容が変わったところもございますので、表題の部分から変更を加えております。13ページ末(2)考えられる対応から始まる場所ですけれども、前回、山本座長から御指摘をいただきまして、「不当でないこと」を説明する努力義務として表記いたしまして、さらに具体的に加筆させていただいた部分としては14ページ19行目以下になります。消費者が違約金の根拠について説明を求める場合であれば、事業者は違約金の合理性を説明するという形の制度設計が考えられるのではないかと御指摘をいただいて加筆した部分となります。14ページ33行目以下のところは、渡辺委員から御意見をいただきまして、説明方法につきましては事業者の裁量に委ねるべきではないかという内容を加筆しております。

続きまして、内容面に少し手を入れさせていただいたところとしましては、積極否認の特則のところとして、具体的には16ページ20行目、「さらに」という部

分になりますけれども、目的外利用を明記すべきという御意見をいただきましたので、そちらを記載させていただいております。また、25行目以下につきましては、文書提出命令の特則の導入に関して積極否認の特則と同時に導入する必要があるという御意見も踏まえて、加筆をしているところでございます。

続いて、「6. 将来の検討課題」のところでございます。同じく16ページ33行目、前回、山本和彦委員及び平尾委員から御意見をいただきまして、「平均的な損害」の額の立証責任の転換に関しても加筆をさせていただいております。最後に、17ページにまして、遠山委員からいただいた御指摘を踏まえ、8行目以降の「すなわち」というところを足させていただいております。「平均的な損害」の額との関係のみで違約金の規律を考えるとということが難しいのではないかという御指摘をここで反映させていただいております。私からは以上となります。

### ○上野補佐

続きまして、不当条項の御説明をさせていただきます。19ページでは20行目から22行目で事例の修正をしています。渡辺委員から、実際に使われている契約条項を基に、サルベージ条項を使わないで契約条項を作成する場合の例を示すべきという御意見をいただいたことから加筆しました。第8回の検討会で紹介した事案を参考にして「故意又は重大な過失がある場合を除き」という表現を使う文章に修正しました。次に、19ページの32行目以下ですが、サルベージ条項を使う必要性もあるという渡辺委員からいただいた御意見を書いています。20ページの1行目から3行目は「法律上許される限り」という留保文言が直ちに問題があるものではないという渡辺委員からいただいた御意見を書いています。

続いて21ページの所有権等を放棄するものとみなす条項ですが、4行目から9行目に、このような所有権等を放棄するものとみなす条項であっても、消費者契約法第10条の第2要件の適用などによって不当性が否定される場合もあることを逐条解説などで示すという御意見を渡辺委員からいただきましたので、追記しています。

次に、消費者の解除権の行使を制限する条項ですが、21ページの30行目から34行目で、このような条項についても一定のメリットが消費者にあるという渡辺委員からの御意見を記載しています。22ページでは27行目以下で委員からいただいた複数の御意見をまとめています。まず、消費者契約法第10条の第1要件の例示に際して、正常な事業活動で用いられる契約条項が無効とならないような配慮をすべきだという御意見と、これに対する反対の御意見をまとめています。30行目以降は、具体的な要件を設ける際にどのようなことを考慮すべきかという点を書いています。続いて、23ページの1行目から8行目も、同じくこの論点に関する委員の御意見を記載しています。3行目以降は遠山委員からいただいた御意見

に加えて、いただいた御提案についても一部抽象化して書いています。一定期間以上の継続的契約において、消費者の解除権の行使を事業者の同意その他の事業者の行為に係らしめる条項という御提案として書いております。

最後に、消費者の解除権に関する努力義務は、24ページの2行目から4行目で渡辺委員からいただいた御意見を書いています。元の文案では、サポート体制の構築がすなわち努力義務の内容であると読めてしまうという御意見でしたので、努力義務の内容はサポート体制の構築に限られないと読めるよう、文章を修正しました。不当条項については以上になります。

#### ○福島補佐

最後に、第4、第5について御説明いたします。

まず第4の消費者契約の条項の開示につきましては、2つあるところですが、まず、定型約款の表示請求権に係る情報提供につきましては、平尾委員の御意見を紹介しております。それから、適格消費者団体の開示請求につきましては、前回の御議論を踏まえたと、団体が開示請求をする際になぜ開示を求めるのか、その趣旨を明らかにすることが重要であると考えられるため、その旨を加筆しております。

最後、第5の情報提供の努力義務の考慮要素でありますけれども、渡辺委員から、年齢を考慮要素とすることへの懸念を示す御意見がありましたので、御紹介しております。私からは以上になります。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

### 【3. 報告書の取りまとめに当たっての意見交換】

#### ○山本座長

それでは、これより委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。ただいま事務局から説明された報告書修正案は、従前の報告書案について前回の御議論で委員の皆様からいただきました補充、修正等の御意見を踏まえて修正されたものです。できましたら、今回で報告取りまとめのめどをつけられればと思っております。したがって、今回は、前回の案からの補充、修正部分を中心に、検討会の議論が適切に反映されているかなどを御検討いただきたいと思っております。

前回と同様、報告書修正案のどの部分についての御意見であるかをお示しいただきますようお願いいたします。さらに、補充、修正等が必要という場合には、可能な限り、どのような内容の記載をすべきかを具体的に示していただければと思っております。また、検討会ももう終盤ですので、できるだけ委員の皆様から御発言い

ただきたいと思っています。御発言される際は内容を簡潔にまとめて、1回当たり2分以内でお願いいたします。

それでは、まず、報告書修正案の最初、「報告書の取りまとめに当たって」につきまして、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。御意見、御質問を希望される方は挙手機能を使ってお知らせください。また、事務局への御質問がありましたら併せてお願いいたします。

それでは、御発言を希望される委員の方は挙手機能を使って御連絡ください。では、渡辺委員、お願いいたします。

### ○渡辺委員

アジアインターネット日本連盟の渡辺でございます。まず冒頭、これまで長期間にわたる議論を整理いただきまして、報告書の形でおまとめいただいた事務局に感謝を申し上げます。全体に係るコメントではあるのですが、この「報告書の取りまとめに当たって」という項目でコメントを申し上げて、最後をお願いを申し上げたいと思っております。文章の修正を求めるものではございません。

今回の報告書のフォーマットとしまして、全ての課題について、「考えられる対応」として特定の対応の方向性が提案されておりまして、その後になお書きとして様々な意見があったことが記載されております。なお書きの前に記載されている対応の方向性につきましては、検討課題によってはそれなりのコンセンサスがあった課題もあれば、必ずしもコンセンサスがあるとは言えず、22回の会合を重ねてもいまだ熟度が足りない課題もあると受け止めております。実際、前回会合で、私からは消費者の心理状態に着目した規定と消費者の判断力に着目した規定については、議論の状況に照らして一定の方向性を示すことが難しいと思う旨を申し上げております。しかしながら、この報告書だけを読まれた方の中には、検討課題ごとの熟度の違いが分かりづらい報告書のフォーマットになっていると思っております。

この「報告書の取りまとめに当たって」という部分の3ページの7行目以降で、「その実現に向けては、法制面その他の困難も予想される」、あるいは「その成果の可及的な実現に向けて」と記載がございますので、私の理解としては、この報告に掲げられている検討課題が全てアプライオリに条文化されるとは考えておりません。また、当然ながら、本報告書及び本検討会において指摘された懸念や留意点を示す意見にも十分に配慮する必要がありとありますので、内閣法制局との議論におきましても、この点、十分に考慮されるのではないかと考えております。

以上がコメントでございますけれども、最後に1点事務局をお願いを申し上げたいと思っております。今後、条文を閣議決定された後に、この検討会の委員が驚くような内容にならないように、閣議決定に至るまでの間にも、ぜひ引き続き産業界



との間で緊密に御相談させていただける機会を頂戴したいと考えております。もしお返事をいただけるならばありがたいと思いますけれども、事務局からのお返事がなくても結構です。以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございました。事務局のほうから、今のお願いに対してこの時点でお答えすることはありますでしょうか。

#### ○黒木消費者制度課長

最後の御発言につきましてでございますけれども、当然報告書をおまとめいただきましたらその後何もしないということではなく、各方面、産業界はもちろんでございますが、消費者団体等も含め、様々な御意見を承る機会、あるいは意見交換をさせていただく機会等、積極的に設けさせていただければと思っておりますので、その際は御協力のほど、よろしく願いいたします。

#### ○山本座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

#### ○渡辺委員

ありがとうございます。

#### ○山本座長

それでは、今の点も含めまして、この「報告書の取りまとめに当たって」に関して御意見、御質問があればお出してください。

まず遠山委員、続いて平尾委員、お願いします。

#### ○遠山委員

渡辺委員とほぼ同じ内容のことを申し上げることになりますが、見え消し版の3ページ11行目から12行目にかけて、前回私がお願いして追記いただいておりますが、この点に関して、事務局へのお願いになりますが、1点申し上げます。

報告書の各論点の「(2)考えられる対応」の記載内容は、基本的な内容となお書きで構成されていますが、そのまとめ方は、大きく2種類に分かれると考えています。つまり、1つ目が、基本的な部分について全員の一致のコンセンサスがあり、なお書きがそれに対する補足や追加の意見となっているもの、もう一つが、基本的な部分が多数の意見である一方で、なお書きがそれに対する反対意見や懸念を示すものになっているものです。各論点に関する記載がいずれに当たる

かについては、報告書をよく読めば分かりますが、特に後者、多数の意見に対して反対意見や懸念点が示されているような論点については、立法作業を行われる際には、立法の目的が正しく達成され、通常の営業活動や消費者にとって必要な商品・サービスの取引を阻害することのないよう、その要件について改めて十分な御検討をお願いしたいと考えています。以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございました。それでは、平尾委員、お願いいたします。

#### ○平尾委員

ありがとうございます。まずは全体的なところの感想ですけれども、いろいろ意見がある中で取りまとめをしていただきました。前回もいろいろな意見があるものをほぼというか漏れなく追記していただいているという感想を持っておりませんので、私としましてはぜひこのままの内容で報告書として取りまとめいただければ結構かと感じております。

と言いながらも、1点だけですが、現在は最初の総論部分ということでございましたので、4ページ目だと取消権のことになりますので、また次にこれを話すということで、そこで若干意見を言わせていただきます。以上です。

#### ○山本座長

分かりました。ほかに御意見あるいは御質問はありますか。では、後藤委員、お願いいたします。

#### ○後藤委員

ありがとうございます。まず、はじめに、事務局と山本座長に対して、このように報告書をまとめていただいたことに心から感謝を申し上げます。今ほど、遠山委員や渡辺委員からもありましたように、私としても今回の報告書の全体的な書きぶりについて、繰り返しになるかもしれませんが、本検討会でコンセンサスが得られたものとそうでないものの区別がよく分からないと感じております。したがって、コンセンサスがある程度取れているものはそういった内容がきちんと分かるように、もう少し分かりやすい表現ぶりにして頂きたいと思っております。これは我々事業者、特に小規模事業者がこの報告書を読んだ場合に、各々の事項について先送りにする事項なのか、今、直ちに改正となり、対応しなければならない事項なのか、その辺りが明確に分かるようにしていただきたいという趣旨でございます。

例えば、私も参画しておりました、平成29年8月の消費者委員会の専門調査会

の報告書では、法改正すべきとした事項については法案の条文のようなものもある程度具体的に示した内容となっておりますので、事業者から見ても何が改正されるのかというのは明確になっていたと思うのですが、今回はそういった体裁になっていませんので、できるだけ検討会で行われた内容が第三者といたしますか、事業者にも消費者にも十分に伝わるように、少し表現ぶりを変えていただくとありがたいと存じます。その件については座長と事務局に全面的にお任せしたいと思っておりますので、表現ぶりなどについて、若干注意を払っていただければ大変ありがたいと思っております。以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見あるいは御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

「報告書の取りまとめに当たって」の内容といたしますより、報告書全体のことについてではありますけれども、幾つか御要望をいただいているところです。それを踏まえて、取りまとめのこれから後の議論も進めていただければと思います。差し当たり、この「報告書の取りまとめに当たって」につきましても、文言としましては御賛同いただいたと思いますので、これを踏まえて次の論点の意見交換に進ませていただければと思います。

### 【4. 消費者の取消権についての意見交換】

#### ○山本座長

続きまして、「第1 消費者の取消権について」、御意見や御質問をいただきたいと思えます。ただ、御意見がたくさん出てくる可能性がありますので、整理をしたほうがよいと思えます。まず「1. 検討の経緯」から「2. 困惑類型の脱法防止規定」について御意見あるいは御質問をいただければと思います。もちろんこれに限る趣旨ではなく、関連するとして3以降について言及していただくことは差し支えはありませんが、主として困惑類型の脱法防止規定について御意見あるいは御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

平尾委員、お願いいたします。

#### ○平尾委員

ありがとうございます。先ほど言ったとおり、一個一個議論し出すとまた紛糾しますので、全体的に今回の記載の仕方で進めるべきと考えております。そして、取消権のところにつきましても全体的にこのように考えております。ただ、検討の経緯のところでもし補足いただければというところを1点だけ述べさせていただきます。

経緯につきましては、脚注の形で消費者契約法に関する衆議院と参議院の附帯決議、さらに成年年齢引下げのときの民法改正のときの附帯決議も記載されております。全て喫緊の課題ではありますが、とりわけ成年年齢引下げの関係が急務と私は考えております。というのも、施行が既に来年に迫っておりまして、片や年齢引下げを施行するに当たっては、若年層の消費者被害を救済する制度がきちんと出来上がっていることが大前提ということで進められていたはずですが。特にこの部分を消費者契約法が引き受ける部分としましては、取消権の中でいうところの特に心理状態に着目した規定が該当すると思われまます。若年者が被害に遭うもうけ話のような情報商材被害、あるいは人間関係を利用した婚活サイトやマルチ商法といったものを今回含むという方向を示されて、これは正しいと思っておりますが、さらにこれはきちんと規定をつくるのが成年年齢引下げとの関係で必須となっておりますので、できれば、脚注というよりは本文にそういった喫緊の要請があるということを書いていただければ、課題がより明らかになるのかなと思っております。以上が意見でございます。

#### ○山本座長

平尾委員、よろしいでしょうか。そうしますと、例えばで結構なのですが、本文の何行目あたりのどの部分にどのような言葉を入れればよいかという意見をお示しいただけますと大変議事進行がしやすいのですが、いかがでしょうか。

#### ○平尾委員

ここの本文の「検討を行い必要な措置を講ずることが政府に求められたものであり」の前後のどこに入れたらいいかはもうちょっと考えなければいけません。今言った成年年齢引下げが間近に迫っていること、とりわけ若年者の消費者の保護ができるような規定が喫緊の課題であるという程度の記載でいいかなと思っております。

#### ○山本座長

分かりました。差し当たり御意見として承りました。ありがとうございます。今の点も含めまして、御意見あるいは御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

坪田委員、お願いいたします。

#### ○坪田委員

ありがとうございます。私も同じ意見でございまして、4ページに超高齢社会ということが書いてありまして、高齢者の被害は非常に大変であるということは

かなり多くの方が認識していて、今の大きな喫緊の課題でもありますが、もう一つ成年年齢引下げが間近に迫っております。こちらのほうは対策がいま一つとれず、一方、このデジタル化の社会の中で若い方の新たな被害も非常にたくさん出ているという状況がありますから、これはぜひ消費者契約法の使命という形でも考えていかななくてはいけない課題だと思っております。超高齢社会とともに成年年齢引下げという消費者の前に立ちはだかっている大きな問題があるということ、本文の中に、脚注ではなく、しっかりと明記していただければと思います。以上です。

### ○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見あるいは御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

今の検討の経緯の部分に、成年年齢引下げにしたがって生じる問題への対応も課題の背景にあるという趣旨のことを本文に書いてはどうかという御提案だったかと思えます。これについて、特にそれは必要がない、ないしは適当ではないという御意見があればお出しいただければと思います。いかがでしょうか。背景の重要な一つであるということは恐らく理解として共有されているのではないかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今、直ちに修正案をうまく出せませんので、少し事務局のほうで整理をしていただいて、後ほど改めてこのような表現でどうかというものをお示しさせていただくということによろしいでしょうか。

では、沖野委員、お願いいたします。

### ○沖野委員

実は修正案について一言申し上げたいと思ったのですが、よろしいでしょうか。今の御議論を聞いて、本文に入れていただくことに異存はございません。修正案の形ですけれども、例えばですが、現在、見え消し版の4ページの10行目で「超高齢社会が課題となっている一方で」と一文で続けていますけれども、「高齢者の消費者の保護がより重要な課題になっている」で切りまして、「一方で、若年者が巻き込まれる消費者被害も多様化している」と。その後、注に書かれている部分がある程度とってくる形で、「成年年齢の引下げが間近に迫る中で、若年成人の消費者被害の救済や防止が喫緊の課題となっている」と入れまして、「これらの高齢者や若年者の」と続けていくということも考えられるように思いましたので、事務局でお考えになる際に一つの参考になればと思った次第です。以上です。

### ○山本座長

建設的な御提案をいただきまして、どうもありがとうございます。今の方向で私もよろしいのではないかと思いますので、文案を事務局のほうで整理していただいて、後ほどもう一度御覧いただき、それでよいかどうかを御確認いただくということとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、この検討の経緯及び困惑類型の脱法防止規定について、ほかに御意見ないしは御質問があればお出してください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。続きまして、6ページ以下の消費者の心理状態に着目した規定について、御質問あるいは御意見があればお出してください。いかがでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

### ○渡辺委員

アジアインターネット日本連盟の渡辺でございます。消費者の心理状態に着目した規定のところ、非常に細かい点で恐縮なのですが、1点だけ言葉を補う御検討をお願いしたい点がございまして。私、本日修文をお願いするのは、ここが唯一の部分でございます。

具体的には7ページ目の26～28行目、見え消し版ですと27～29行目に当たりますが、「例えば、消費者の検討時間を制限して焦らせたり、広告とは異なる内容の勧誘を行って不意を突いたり、長時間の勧誘により疲弊させたりする勧誘手法を組み合わせたり、極端な形で用いることにより」と、ここで「極端な形で用いることにより」という文言を今回改めて追記いただいているわけなのですが、この言葉自身は、私の理解ですと、例えば単に消費者の検討時間を制限して焦らせることが不当なのではなく、これは極端な形で用いることが不当なのだという趣旨で記載されていると思いますので、前に並んでいる言葉を受けて「極端な形で用いることにより」と記載されていると思いますので、具体的な提案としましては、「極端な形で用いることにより」の前に「それらを」という言葉を追記していただいて、「それらを極端な形で用いることにより」と言葉を補っていただいたほうが明確になるかと思っておりますので、御検討いただければと思います。以上です。

### ○山本座長

ありがとうございます。今、修文の御提案がありました。今の点につきまして、御質問あるいは御意見があればお出しただければと思います。いかがでしょうか。必要ないという御意見も含めて、もしあればお出してください。

平尾委員、お願いいたします。

### ○平尾委員

私としましては、その修文は必要がないと考えております。組み合わせる手法というもののいろいろなパターンがあると思いますので、今の段階でそれを絞るような形にしてしまうのは、適切な条文案を検討することとしては阻害要因になるのではないかと考えております。

### ○山本座長

ほかに御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。小浦委員、お願いいたします。

### ○小浦委員

ありがとうございます。私も今御提案がありました「それらを」と付け加えなくても、提案されたもののままのほうがより立法的には使いやすいのではないかなと思っております。若年者の消費者被害も増えていますので、考えられる対応のところはぜひこの方向で立法に向けて検討していただきたいと思っていますところですので。以上です。

### ○山本座長

ありがとうございました。渡辺委員、どうぞ。

### ○渡辺委員

渡辺でございます。なぜそこを気にしているのかというのをもう一度申し上げますけれども、先ほど例に出しましたが、今、見え消し版ですと27行目とかに「例えば、消費者の検討時間を制限して焦らせたり」という言葉が出てくるのですけれども、これはこれまでも議論になったと思うのですが、単に消費者の検討時間を制限して焦らせたりということ自体は、タイムセールとかいろいろな観点で、正常の事業活動で行われていることとほぼ変わらないような表現になってしまいますので、本来ならばここで消費者の検討時間を例えば著しく制限して焦らせたりとか、何らかの修飾語をつけることで不当性を表現するような言葉がここに入るのであれば、私は先ほど提案したものはこだわらないのですけれども、「消費者の検討時間を制限して焦らせたり」という言葉がそのままの形で使われて、それを受けることで「極端な形で用いることにより」と書いてあるのだと思いますので、その接続関係をはっきりさせたいなと思ひまして、先ほど御提案申し上げた次第です。もし「それらを」ということが受け入れられないのであれば、消費者の検討時間を著しく制限して焦らせたり、不当にとか、何らかの修飾

語をつけることを代わりに提案させていただきたいと思います。

**○山本座長**

渡辺委員に確認なのですが、現在の文を日本語文法に従って読みますと、「極端な形で用いる」のは勧誘手法であり、勧誘手法の例が3つ前に挙がっているという形になっています。そうしますと、「それらを」というよりは、そういった例が挙げられている「勧誘手法を」極端な形で用いるということですので、「それらを」としますと、その後で「組み合わせたり」とされているのと少し続き方が変わってくると思うのですが、その点はいかがでしょう。

**○渡辺委員**

座長の趣旨がよく分からなかったのですが、「組み合わせたり」という言葉が前にあるからややこしいのでしょうか。

**○山本座長**

いえ、違います。「勧誘手法」が目的語になっているのではないのでしょうか。

**○渡辺委員**

勧誘手法を極端な形で用いるということですよ。

**○山本座長**

そうです。

**○渡辺委員**

だから、この関係をはっきりさせたいなと思っているのです。

**○山本座長**

「それらを」というのは前の例のみを拾っているような感じがしまして、勧誘手法と例示の関係がかえって見えにくくなるかもしれないという気もいたしました。

沖野委員、お願いいたします。

**○沖野委員**

ありがとうございます。これも読み方だけなのですが、33行目から、「上記のような勧誘手法の組合せや過度の利用が問題である」とされており、ここでその前の部分をまとめて、問題が、例示されている3つの勧誘手法を組み合



わせるとか、それを過度に利用する。「過度の」がいいのか、「極端な形で用いる」というのかともあれ、これを受けてここにまとめられておりますので、全体としてはそういう趣旨であるということは今の部分からも分かるのではないかと思います。

それから、座長が御指摘になった点ですけれども、渡辺委員が言われた「それらを」というのは、恐らく勧誘手法の例示となっているものを複数で持つてくるということですが、ここでは勧誘手法自体を極端な形で用いるということなので、あまり複数、単数とかいうのも変なのかもしれませんが、つながりが逆に分かりにくくなる懸念があるというのが、座長あるいはほかの皆様の御指摘ののかなと思ひまして、33行目のまとめを見れば渡辺委員のおっしゃることは明らかになっているように思ったのですが、いかがでしょうか。余計だったかもしれません。すみません。

#### ○渡辺委員

複数形で申し上げたのが誤解を招いたところがあるのでしょうか。勧誘手法ということを受けて、勧誘手法の極端な形での使用ということで、ただ、先ほど平尾先生とか消費者系の団体の方が言われたことは、日本語として入れる必要がないということで、私が申し上げた消費者の検討時間を制限して焦らせたりということ自体が不当性があるとは思えない表現なので気にしているのですけれども、ここについては同意いただいているのでしょうか。

#### ○山本座長

平尾委員、お願いいたします。

#### ○平尾委員

確かにそこで読み方がおかしいなとは思っているので、もともとの議論の経過をもう一度思い出しますと、西田委員が言われたような内容も盛り込むべきと思っています。というのも、ある程度極端な、過度な時間制限であったり、不意を突く内容であったりという場合もありますが、一個一個を見れば過度とは言えないのですけれども、複数合わさることによって全体で見ると過度な形という場合があり、こうした場合も含める必要があります。そこが日本語の問題でどうなっているのかなと思ひますが、そういった趣旨が既に明らかになっていると私は考えております。以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございます。それでは、こうしてはどうかと思ひますが、いかがで

しょうか。現在、例があつて、「勧誘手法を組み合わせたり、」となっています。その後、「そうした勧誘手法を極端な形で用いることにより」とするということではいかがでしょうか。渡辺委員、これであれば御趣旨に合っているように思うのですが、いかがでしょうか。

**○渡辺委員**

ありがとうございます。承知いたしました。

**○山本座長**

平尾委員、いかがでしょうか。

**○平尾委員**

了解しました。

**○山本座長**

よろしいでしょうか。それでは、そのような形で修文をさせていただきます。もう一度申し上げます。「組み合わせたり、」の後に、「そうした勧誘手法を極端な形で用いることにより」でよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。不手際で申し訳ありませんでした。

それでは、ほかに御意見あるいは御質問があればお出してください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

続きまして、8ページ以下、「4. 消費者の判断力に着目した規定」について御意見あるいは御質問があればお出してください。いかがでしょうか。

それでは、遠山委員、お願いいたします。

**○遠山委員**

よろしくお願いいたします。(2)の部分に関して、修文と申しますか、組替えをお願いしたいという意見を1点と、立法作業に当たってのお願いを1点申し上げます。

まず、修文と申しますか、組替えをお願いしたい点ですが、見え消し版の10ページ14行目以下で、私どもが申し上げている意見として、「消費者の判断力に関する事業者の認識」に関する意見が書かれています。これまでも何度も申し上げてきましたが、いわゆる「つけ込み型」勧誘として、「消費者が合理的な判断をすることができない事情を「不当に利用して」、事業者が消費者を勧誘した」と言えるためには、少なくとも消費者の判断力が著しく低下しているという状況を事業者が知っていること、つまり、消費者の判断力に関する事業者の認識を要件

とすることが不可欠であり、一番のポイントだと考えています。したがって、なお書きのたくさんの中の中に埋没すると困るので、10ページ14行目の「さらに、消費者の判断力に関する事業者の認識についても、」以下の文章を「なお、消費者の判断力に関する事業者の認識については、悪意又は善意であっても過失がある場合に限り」云々という形に修正し、それを10ページ7行目のなお書きの冒頭に移していただきたいと思います。

次に、立法作業に当たってのお願いですが、この論点に関しては、20回目の検討会において、「認知症の高齢者が所有する住宅が全国で220万戸余りに上り、認知症の高齢者の住宅をめぐっては、所有者が介護施設に入るなどして空き家になった後も、所有者の判断能力が十分ではないとして、売却が難しくなるケースも出ている。」という報道がされているというお話をさせていただきました。これに関して、報告書案のような規律が導入されると、今までの民法の意思無能力で無効となる契約のほか、取消しとされ得る契約が出てくることとなりますが、一方で、9ページの注4では、リバースモーゲージや住替え準備のための自宅処分などは対象として想定されていないとされています。高齢者をめぐる住宅の売買や賃貸借の問題などが、より複雑、困難なものとなり、必要な取引ができなくなるといったことのないよう、立法作業に当たっては、その要件を明確にするようお願いしたいと考えます。以上です。

### ○山本座長

ありがとうございました。後半の点につきましては、お願いといいますより、こういった点も留意して立案作業をさらに進めていただきたいと思いますということだったかと思います。前半につきましては、文章の組替えについての御提案がありました。内容についてではなく、順序の問題として御提案がありました。今の点はよろしいでしょうか。あるいは、今の点につきまして御質問あるいは御意見があればお出しただければと思います。いかがでしょうか。順序を変えるということ自体についてだけではなく、これに関わることでも結構です。

沖野委員、お願いいたします。

### ○沖野委員

ありがとうございます。この点は非常に関心の高いところですので、順序を変えていただくことには特に異存はございません。関連してといいますか、判断力に対する主観的な要件をかけるべきか、あるいはその在り方がどうかということは、一方で、この規定が目的とする消費者被害に対する救済、その実効性とかその趣旨の実現のためにこの点の認識を要求するのでは、結局、規定の発動が非常に限定的で趣旨を達成できないことになるのではないかという懸念が示され

ており、他方で、判断力というものを十分に認識できるかという点が事業活動に対して影響を及ぼすことが懸念され、ひいてはそれが消費者の利益を損なうことにもなりかねないという点も、以前から指摘されていたまさに主眼の点でもあります。その意味で、なお書きの最初のほうに移すということはむしろ適切なことではないかと考えております。

他方、この問題に対しては、主観的な認識はむしろ生活に著しい支障を及ぼすかどうかというところでかけ、それが分かりながらなおというときには、普通は判断力がないということが分かるはずではないかという点もございますので、ここは非常に重要な点でありますことから、1つ追加をお願いできないかと思う点がございます。それは、判断力について事業者の悪意、有過失の場合に限って取り消すことができる旨の規定とすべきであるとの意見があったということと並べまして、仮にそのような形にするのであれば、あるいはそのような場合も、証明責任に配慮して、その証明責任は事業者のほうで負うとすべきであるという意見があったということも追記していただければいかかと思えます。これは入り口のところでかなり議論があったところなので、立証責任というような話についてはあまり議論はなかったのですが、以前にもたしか垣内委員からそういう御指摘があったと思えますので、特にこの部分はいろいろな考え方があったところですから、丁寧に書いたほうが良いと思えますので、その点を付記していただければと思います。以上です。

### ○山本座長

ありがとうございます。今の沖野委員の御指摘も含めまして、御質問あるいは御意見をいただければと思います。

遠山委員、お願いいたします。

### ○遠山委員

今、沖野委員がおっしゃった事業者の認識に関する立証責任の点ですが、そもそも消費者の判断力が低下しているかどうかは、ひとえに消費者側の事情になると思えます。そのときに、事業者がこれをどのように証明するかが問題になると考えます。

そうすると、報告書の中で書いていただいているのですが、判断力を確認するとか、判断力の確認に協力いただけないときは取引しないということが実務上の対応として出てこざるを得なくなり、立証責任を転換することについては、協力いただければ不可能を強いることになると思えます。したがって、事業者に立証責任を負わせるという御意見があることをなお書きに書いていただくのはいいのですが、さらにそれに対しては、消費者側の事情を事業者側が立証しなけれ

ばいけないという非常に難しい提案になっているので反対する意見があったということも併せて追記いただきたいと思います。

#### ○山本座長

ありがとうございます。ほかに御質問あるいは御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

沖野委員、お願いいたします。

#### ○沖野委員

ありがとうございます。遠山委員の御指摘は、まさに実は立証責任についてという点の最初のといいますか、今あるなお書きの中に書かれている点として事業者の認識についても悪意または善意であっても過失がある場合に限り取り消すことができる旨の規定とすべきであるという意見がまさにそれを指しているということではないかと考えました。

一方で、詳細にそれぞれの立論の理由を書くというのは重要な問題であるということから、考えられるところでありますけれども、その理由をさらに主張、反論とそれぞれについて書いていくと、報告書としてどのぐらいが適当なのかというところがありますので、ここは既にその御意見はまさに正面から今回一番なお書きの最初に書くということで書かれている御意見そのものではないのかなと思っただけです。以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございます。遠山委員、いかがでしょうか。

#### ○遠山委員

最初に御説明があったところですが、この論点については非常に議論が多く、修正もたくさん入っています。また、「報告書の取りまとめに当たって」のところで渡辺委員がおっしゃり、また、私も申し上げたとおり、この論点に関しては、議論が本当に煮詰まっているのかということに関して相当の疑問を持ちながらも、報告書にまとめるということについては了解しているという状況です。立証責任の問題は、協力を求めることができるか、そして、協力がされなかった場合に取り消しができるかという効果の問題とは別の問題ですので、その点に関して賛成の意見があるのであれば、立証責任の転換に関して反対という意見についても併せて書いていただく必要があると考えます。

#### ○山本座長

ありがとうございました。沖野委員が指摘されましたように、悪意または善意であっても過失がある場合に限り、取り消すことができるというのは、立証責任は消費者が負うのであるということを示しているのではないかということで、たしかにこれはそれで示されているのだらうと思います。しかし、それに対して立証責任を事業者側が負うべきであるという意見もあったと書いた場合に、それについて何らかの留保をさらに示しておくべきであるという御趣旨でしょうか。遠山委員。

#### ○遠山委員

そのとおりです。

#### ○山本座長

その場合の書き方なのですけれども、先ほどの遠山委員の御指摘によりますと、その場合には事業者側から消費者に対して判断力が不十分であることについて、疑義がある場合については確認をし、仮に確認が得られない場合についてはという後をどのように表現すればよろしいのでしょうか。

#### ○遠山委員

「悪意、重過失を要件とすべき」という意見に対して、「立証責任を転換すべき」という意見があった」という書きぶりになると思いますが、それを付け加えていただいて、さらにその点に関しては反対する意見もあったと書いていただければ、それで十分です。

#### ○山本座長

分かりました。では、そのような形で修文するということで、沖野委員、よろしいでしょうか。御意見をいただければと思います。

#### ○沖野委員

ありがとうございます。まず一つは、立証責任の転換という言い方が果たして適切なのかということがございます。これは何かどちらかに決まっているところを転換するという話ではなくて、そもそもの在り方がどうかというゼロスタートと考えたほうがいいのではないかと思ったので、立証責任は何々が負うという形で、それに対しては反対する意見があったということでも結構かと思えます。

他方で、先ほど申し上げました、既にその点は今の形に入っているのではないかという考え方をより明確に示すのであれば、現在、消費者の判断力に関する事業者の認識についても、これこれがある場合に限り取り消すことができる旨の規

定とすべきであるという意見が、2つ並べるのかどうか、その後の、2つ並べて、これに対してなのか、ここに1つ入れていくのか、そこはもう少し日本語の問題としてあるかと思えますけれども、立証責任という言葉を出さずに、消費者の判断力についてそれを知ることができなかった、あるいは知ることができなかったことに相当な理由があるときには取消しができないものとすべきであるという意見という形で、立証責任という言葉を使わず、しかし、その点も含めて対比する形で書くということもあり得るかと思えます。いずれでも結構かと思えます。

#### ○山本座長

分かりました。どうもありがとうございます。遠山委員、お願いいたします。

#### ○遠山委員

「立証責任の転換」という表現は言葉のあやですので、深い意味はありません。それから、沖野委員は恐らく、規定ぶりで立証責任がどちらにあるかが分かる2つのパターンを書くというご意見だと理解しましたが、それでは、一般の事業者が読んだときに難しくて分からないので、解釈の技術が必要な書きぶりは避け、「立証責任の分担」とはっきり書いたほうが、何が議論となっているのかが分かりやすいと思います。

#### ○山本座長

分かりました。どうもありがとうございます。では、現在、14行目以下で「さらに」とある部分を、「なお、消費者の判断力に関する事業者の認識についても悪意云々という意見や、事業者が消費者の判断力を確認しようとしたにもかかわらず云々という意見もあった」とし、「これについては、消費者の判断力に関する事業者の主観的要件、ないしは悪意または過失について立証責任を事業者の側が負うべきであるという意見もあった」。遠山委員、そのように付け加えることでどうでしょうか。反対というのは前の本文でもう出ていますので、それに対して、消費者側ではなく事業者側が立証責任を負うべきであるという意見もあったという形にするのが、沖野委員がおっしゃいますように、現在は消費者側が立証責任を負うという提案になっていますので、仮にそう考えるとしても、立証責任に関しては事業者側が負うべきであるという意見もあったとするのが落ち着きが良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○遠山委員

こだわって非常に申し訳ありませんが、ここはそもそもなお書き、あくまでも基本的な部分に対する私の意見であり、それに対する反論、さらにそれに対する

反論という形になると考えています。私の意見がそのまま規律となるときには、立証責任は消費者側という形で事業者側の認識が要件とされることになると思いますが、それも解釈問題であり、法的な技術を必要とするところですので、一般の事業者が理解できる内容とするよう、最後まで書いていただきたいと思います。分かりやすさと、そもそもなお書きで、私の意見でしかないので、こだわって恐縮ですが、ぜひともお願いしたいと思います。

#### ○山本座長

分かりました。では、こうしてはいかがでしょうか。今の「さらに」以下の意見もあった。「これによると、事業者の悪意または過失については、消費者側が立証責任を負うこととなるが、これに対してはむしろ事業者側が立証責任を負うべきであるとする意見もあった」という形ではどうでしょうか。

#### ○遠山委員

御苦労をおかけして申し訳ありません。それであれば結構です。

#### ○山本座長

沖野委員、いかがでしょうか。

#### ○沖野委員

私も結構です。ただ、ちょっと細かいことを申しますと、「それを要件とするとしても」とかを少し入れていただくとよろしいのかなと思いました。

#### ○山本座長

「これによると、悪意または過失については消費者側が立証責任を負うこととなるが、仮にこの考えによっても、立証責任は事業者側が負担すべきであるとする意見もあった」。これでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

坪田委員、お願いいたします。

#### ○坪田委員

ありがとうございます。私も今の座長の御提案でよろしいかと思うのですが、結局、事業者側もこういう場合は立証責任を負うのが難しい、分からないのではないかと。一方、消費者側も事業者側のことに対して立証責任を負うのは難しい。結局、どちらに転んでもそれぞれが難しい、というところで話が膠着しているわけですから、やはりこのところはそれぞれの立場にとってどういう点が難しいかということ、読んで分かるような形で書いていただく。あくまでも両



論併記の形で、どちらとも理解が得られるような書きぶりにしていただければと思います。以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございます。それでは、大変恐縮ですけれども、先ほどのような形で修文をさせていただきます。どうもありがとうございました。

ほかの点について、御意見あるいは御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ○黒木消費者制度課長

座長、申し訳ございません。遠山委員に御確認させていただきたいのですが、最初に言っていたいただきました場所の入れ替えについて、入れ替える部分はどこまでという御意見であったかについて、明らかにしていただければと思います。

#### ○山本座長

遠山委員、お願いしてよろしいでしょうか。

#### ○遠山委員

見え消し版の14行目の「さらに」以下、18行目の「意見はあった」までと考えています。ポイントと考えているのは、16行目の「規定とすべきであるという意見」までですので、そこで切っていただいてもいいと思いますが、まとめとしては14行目から18行目のかたまりと考えています。

ただ、今、議論をする中で、14行目から16行目の「意見」までで切って、14行目から16行目だけを冒頭に持っていくのでも良いと思いました。かえって迷いが出てきてしまい申し訳ありませんが、今の議論を考えると、14行目の「さらに」を「なお」として、「事業者の認識については、悪意又は善意であっても過失がある場合に限り取り消すことができる旨の規定とすべきであるという意見があった。」とし、先ほど座長が言ってくださったものにつなげて、立証責任の話をして、さらに7行目に戻していく。その後、16行目の「事業者が消費者の判断力を確認しようとしたにもかかわらず」を、14行目の「意見もあった。」の後につなげていただく。そうすれば、今の議論もうまく反映できると思います。

#### ○山本座長

分かりました。事務局のほうでよろしいでしょうか。そのほうが確かに落ち着きがよいように思います。

○黒木消費者制度課長

承知いたしました。ありがとうございます。

○山本座長

それでは、大変恐縮ですが、以上で「第1消費者の取消権について」の御意見を一通り伺ったこととさせていただきます。修正案につきましては、後ほど文章の形で改めてお示しさせていただければと思います。

【5. 「平均的な損害」についての意見交換】

○山本座長

続いて、「第2『平均的な損害』について」の御意見や御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。12ページ以下となります。ここは一括して全てについて御意見、御質問を伺いたいと思っております。

後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。報告書の16ページの32～33行目に、立証責任の転換等について将来の検討課題とすることが考えられると記載がありますが、この方向性について検討会の意見として収れんされたものではないと認識しておりまして、表現ぶりとして適切ではないのではないかと感じております。したがって、「将来の検討課題とすることが考えられる」ではなく、「場合によっては立証責任の転換も検討すべきという意見もあった」のように、委員からの意見紹介としての体裁の書きぶりで修正案をお願いできればと思っております。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。最後の点について、もう一度確認ですが、「将来の検討課題とすべきであるという意見もあった」という表現ですか。

○後藤委員

「意見もあった」というふうに、委員の意見の紹介という体裁にさせていただければと思っております。

○山本座長

ありがとうございます。今の修正案の提案に対して、御質問あるいは御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。これは前回の意見を受けて書き込んだものですので、もし趣旨についてそうではない、あるいはそれでよいという御意見

があればお出しただければと思います。いかがでしょうか。

平尾委員、お願いいたします。

#### ○平尾委員

ここは、結論としましては個別委員の意見という形ではなく、まだ課題が残されているというようにすべきだと考えます。というのが、前回も背景にあったと思います。もともと課題として附帯決議から言われているのは、立証責任の転換というのがあって、今回、適格消費者団体に限ってそこが手当てされるという形になっております。したがって、もともと対象として検討課題であった消費者一般については落ちておりますので、これはむしろ附帯決議の趣旨からいいますと、こちらについて今回はまともになかったけれども、さらに要請が続いているというものだと思いますので、一意見に落とし込むというのは違和感があるという意見でございます。

#### ○山本座長

ありがとうございます。後藤委員、いかがでしょうか。

#### ○後藤委員

前回、この件については、検討課題というよりも意見として出されたものであり、これについて当検討会の中で何の議論も行われていなかったと認識しておりますので、私は今後の検討課題というよりは、委員からそういう意見が出されたというのが事実だと認識しております。以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございます。平尾委員、いかがでしょうか。

#### ○平尾委員

繰り返しになりますけれども、附帯決議の要請というものを前提に議論をしておりましたので、もともと議論の趣旨には入っていたかと思っております。

#### ○山本座長

分かりました。では、後藤委員、このように書くということでいかがでしょうか。16ページの36行目以下ですけれども、「不十分であると判明した場合に、将来改めて検討することが考えられる」というような表現でいかがでしょうか。「検討課題」とすると、必ず改正をする方向で検討するというニュアンスが出てしまうということを懸念されているのではないかと思います。現在の手当てが

不十分であるとした場合には改めて検討するということが考えられる。このような形でいかがでしょうか。

#### ○後藤委員

議論されていればこの表現ぶりでもよかったです。それは一切なかったと記憶しておりますので、今の座長の御提案であれば結構だと思っております。

#### ○山本座長

ありがとうございます。平尾委員、よろしいでしょうか。本質的には同じことを述べているのだらうと思います。

#### ○平尾委員

結構でございます。ありがとうございます。

#### ○山本座長

どうもありがとうございます。それでは、36行目の下、「判明した場合に、」として、「将来改めて検討することが考えられる」と修文させていただければと思います。どうもありがとうございました。

ほかにこの平均的な損害について御質問あるいは御意見がありましたらお出しください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この「第2『平均的な損害』について」につきましても、今の点を先ほど申し上げましたように修正するほかは御賛同いただきましたので、次の論点の意見交換に進ませていただきます。どうもありがとうございました。

### 【6. 不当条項等についての意見交換】

#### ○山本座長

では、18ページ以下、「第3 不当条項等について」の御質問あるいは御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

沖野委員、お願いいたします。

#### ○沖野委員

ありがとうございます。23ページの最初のところ、特に6行目から8行目にかけて、そのような観点から、例えば、こうこうにおいてとの意見もあったと、これは事実として遠山委員からこのような具体的な御提案があったところですので、そういう意見があったということはまさにそのとおりなのだと思います。ただ、議事録ではなくて報告書なので、こういう形もあるのではないかというこ

とで示すのが適切なのかというのは気になっておまして、前回でしたか前々回でしたか、繰り返すことになり恐縮ですけれども、もう一度この懸念だけ申し上げますと、まず、ここでの問題は解除権の行使を制限する条項です。21ページに問題設定がされておりますけれども、26行目あたり、こういう条項が使用され、消費者が解除権を容易に行使できない状態が生じる。それは消費者に解除権が認められた趣旨が没却されかねないということで、解除権は認められているということを前提としつつ、行使にいろいろな消費者への負担や制約がかかるために、結局、解除権が認められた趣旨が没却されるというのが不当条項として問題としており、そのようなものをどう例示するかという問題だと考えております。

そういう観点から見たときに、再び23ページに戻りますと、「例えば」の以下がかぎ括弧の提案なのかと思うのですけれども、ここでは何が不当かということ、解除権の行使を事業者の同意その他の行為ですから、同意が典型例ということになります。ですから、端的に言えば消費者の解除権の行使を事業者の同意に係らしめる条項ということですから、これは、前提として解除権はあるにもかかわらず、事業者が同意しないと解除できないとするという条項ですから、継続的な契約かどうかに関わらず、およそ不当条項であると考えられます。にもかかわらず、継続的な契約においてという限定をかけることの意味がよく分からないところです。

大本のところではどういう場合に解除ができるかというときに、普通なら期間を決めたけれども解除ができないとかいうところを継続的な契約だから同意があるならできるとするというような話は考えられますけれども、それは解除権の発生の問題ですし、それから、同意があれば解除ができるというのは、合意解除ができるというのはある意味当然なので、そういう点から、それを例示とすることがこの問題設定にかなうのだろうかというのが気になったところです。

そうだとしますと、もし不当条項だとして挙げるにしても、「例えば」以下は「消費者の解除権の行使を事業者の同意その他の行為に係らしめる」と。行為に係らしめるということになるとまた違ってくるかという感じもしますので、その部分を「例えば、」以下の「消費者側において」までを削るというようなことも考えられますが、ただ、同意に係らしめるというのはまさに不当条項そのものではないかという感じがしますし、もともとの方法自体を契約締結時なら電子的な手法ができたのに、解除時にはできないとか、そういう問題関心にそもそも即しているのか。たしか座長からは、消費者のほうに負担を課すとか、ツールを制限するとか、そういうところの問題だったところ、ベクトルが反対というかちょっと違う方向になりますねというような御指摘もあったところです。それを踏まえて、やはりあえて報告書にこの部分を描く必要があるのだろうかというのは少し気になるところです。

繰り返しですが、事実としてそのような御意見があったということはそのとお

りですので、それ自体を否定するつもりではございませんけれども、やや懸念も感じるところです。以上です。

#### ○山本座長

御指摘どうもありがとうございました。遠山委員、御指名ですが、今の御指摘を踏まえていかがでしょうか。

#### ○遠山委員

ありがとうございます。あくまでも「例えば」として考えられる案をお示ししているところです。「同意」については、何回か前に事例をご紹介したと思いますが、実際に、「同意がないとやめられない」というものがあります。それは、約定解除であり、何かしらの理由があってやっておられると思うので、ここでは「同意」としたのですが、ここで実際に問題としたかったのは、「このような場合には窓口で受理しない」とか、「受け付けない」などと約款で書いてあり、そこに事業者側の判断が事実上入るようなものです。それが消費者に負担を課すものの例示とはなっていないというはおっしゃるとおりですが、こういうものが不当な条項となるというものをうまくコンパクトに、対象範囲が明確になるように考えると、このようなものとなるのではないかとということで申し上げたものです。

「例えば」以下で「一定期間以上の継続的契約」としたのは、「同意」としたこととの関係で、一定期間以上の契約であれば契約者側に事情の変更があり、解除することが一般的に認められうる状況が生じるであろうことから、約定解除を前提として、このようにしたのですが、例示として不適切だということであれば、「例えば」の後の「消費者側に」から「継続的契約において」までを削っても差し支えありませんし、「同意」を必要とする条項がそもそも不当条項だということであれば、「受理」などを例示することで良いと思います。何かしらの表現で典型的に不当なものを書いた上で、それが例示であって、それに実質的に類似するものが不当条項であるという指標になるような書きぶりできないかということが提案の趣旨であり、ぜひ残していただきたいと思います。以上です。

#### ○山本座長

どうもありがとうございました。沖野委員、お願いいたします。

#### ○沖野委員

ありがとうございます。もしよろしければ、今、遠山委員が御指摘くださったような形で、6行目のところですが、そのような観点から、例えば消費者の解除

権の行使を事業者の受理その他の事業者の行為に係らしめる条項とすべきとの意見もあったというような形でもよろしいでしょうか。そうするとよりすっきりとしますし、あくまでも例示というか、例えばこういうことがあり得るといことなので、趣旨にもかなうのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○山本座長

遠山委員、それでよろしいでしょうか。

○遠山委員

大丈夫です。

○山本座長

分かりました。それでは、23ページの6行目以下、「そのような観点から、例えば、消費者の解除権の行使を事業者の受理その他の事業者の行為に係らしめる条項とすべきとの意見もあった」と修正させていただきます。どうもありがとうございました。

「第3 不当条項等について」につきまして、ほかに御質問あるいは御意見があればお出してください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「第3 不当条項等について」の内容につきましては、今申し上げた点を修正させていただきますが、ほかの点については御賛同いただいたとさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 【7. 消費者契約の条項の開示及び消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素についての意見交換】

○山本座長

では、次の「第4 消費者契約の条項の開示について」及び「第5 消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について」の御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第4 及び第5 の内容につきましては、委員の皆様から御賛同いただいたとさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 【8. 報告書の修文についての意見交換】

○山本座長

既に12時37分になっています。事務局にお尋ねですが、この後の進行はいかがいたしましょうか。本来ですと修文案をこちらで少し協議させていただいて、それで修文案を御覧いただいて御確認いただくという手順をとろうかと考えていま

したが、時間の関係で、そう進ませていただいてもよろしいかどうかです。

#### ○黒木消費者制度課長

座長、よろしいでしょうか。今、御指摘いただきましたとおり、てにをはとか細かいところはともかくといたしまして、御指摘いただきました部分について、このような形でというものを御確認いただければと思っております。若干お時間を頂戴したほうがよろしいかと思っておりますので、15分から20分程度お時間をいただければと思っております。そういう意味では、1時ぐらいに再開ということにさせていただければ、そのときには皆様にお示しできる形でと考えております。

#### ○山本座長

分かりました。それでは、この時点から13時まで一時休憩とさせていただきますよということですね。

では、大変恐縮ですけれども、少し休憩をとらせていただきます。ただ、休憩中も退室はされず、そのままお待ちいただければと思っております。

それでは、13時までお休みいただければと思っております。

(休 憩)

#### ○山本座長

座長の山本です。先ほど13時までと申し上げましたが、本日、恐らくこのまま最終回になると思っております。そこで、大臣においでいただいて、最後に御挨拶をいただくという予定としていました。そのような次第で、お時間の都合もございませぬので、ここで大臣から御挨拶をいただければと思っております。

ここから御挨拶の間ですけれども、報道関係者の皆様によるカメラ撮影を許可いたします。御用意ください。よろしいでしょうか。

それでは、井上信治消費者及び食品安全担当大臣から御挨拶をいただきます。井上大臣、よろしくお願ひいたします。

#### ○井上大臣

消費者及び食品安全担当大臣の井上信治です。本検討会の委員の皆様には、令和元年12月から約1年8か月、23回にもわたって消費者契約法の改正について熱心に御議論いただき、本日、取りまとめに至ったことについて、心から感謝を申し上げます。また、山本敬三座長には、多くの論点がある中で議論を取りまとめいただき、重ねて御礼申し上げます。

消費者契約法は、消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであり、社



会経済情勢の変化等に適切かつ迅速に対応することが必要です。前回、平成30年の改正の際には、新たな取消権の創設や平均的な損害の額の立証責任の負担軽減等の課題への対応が附帯決議において求められました。このような課題に対し、検討会では、多岐にわたる論点につき、精力的に御議論をいただき、非常に示唆に富む内容を報告書として本日取りまとめていただきました。今回の報告書にあるとおり、消費者契約を取り巻く環境の変化を踏まえて、消費者が安全、安心に生活していくためのセーフティーネットを整備するという視点は非常に重要です。消費者の様々な脆弱性に対応した取消権の考え方や、解約時の違約金について事業者の説明を促進する仕組みなどの論点において、消費者契約法の考え方をさらに拡充・発展させてまいりたいと思います。

この検討会の熱心な御議論の成果をしっかりと受け止め、新たな取消権の創設や不当条項の規制の在り方などについての具体的課題の検討に入り、次期通常国会を見据え、速やかに法案化に向けた作業を進めます。改めて委員の皆様御議論に感謝を申し上げ、私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○山本座長

井上大臣、大変ありがとうございました。なお、井上大臣はこれにて御退席されます。御挨拶いただきまして、ありがとうございました。

#### ○黒木消費者制度課長

座長、事務局でございます。そうしましたら、先ほどに戻りまして、修正箇所等をこちらで整理させていただきたいと思いますので、若干お時間をいただき、今からですと1時5分頃をめぐりに再開していただければと思います。

#### ○山本座長

13時5分ですね。分かりました。不手際で大変申し訳ありません。13時5分まで休憩とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(休 憩)

#### ○山本座長

皆様、お待たせいたしました。これより検討会を再開させていただきます。修正案につきましては、事務局から修正部分を画面で共有していただけますでしょうか。

## ○黒木消費者制度課長

事務局でございます。大変申し訳ございません。画面を共有させていただければと思ったのですが、映すことができないので、口頭で御説明をさせていただきます。失礼いたします。

先ほどの参考資料を御覧いただきながらと思いますけれども、まず「報告書の取りまとめに当たって」の部分、3ページの12行目あるいは13行目のあたりで、「解釈がまちまちにならないよう」というところの前に、後藤委員ほかの御指摘も踏まえまして、全てを修正というのはなかなか難しゅうございますので、御趣旨をここに盛り込みたいと思ひまして、「各論点ごとに議論の熟度に差があることや、解釈がまちまちにならないよう規定の明確性にも留意する必要がある」ということで、「各論点ごとに議論の熟度に差があることや」と追加させていただくということでございます。

今、画面のほうにも共有をさせていただいております。

次でございますけれども、4ページの11行目から12行目にかけて、成年年齢引下げが間近に迫る中で、「若年成人の消費者被害の予防や救済が喫緊の課題となっている」というものを11ページの半ば以降に挿入させていただいております。

次が7ページでございますけれども、30行目の「極端な形で用いることにより」を「そうした勧誘手法を極端な形で用いることにより」という形で修正をさせていただいております。

それから、10ページの5行目以降、順番を入れ替えてという御指摘とそれに引き続いてのご指摘があったところでございます。「なお」以下のところで、まず最初に「消費者の判断力に関する事業者の認識については、悪意又は善意であっても過失がある場合に限り取り消すことができる旨の規定とすべきであるという意見があった」と、ここで一度切らせていただきまして、「これによると、悪意または過失について消費者が立証責任を負うこととなるが、仮にこの考え方によっても、事業者が立証責任を負うべきであるという意見もあった」としまして、まとまりの関係から、事業者が消費者の判断力を認識しようとしたにもかかわらずという文章も前のほうに持ってこさせていただき、「また」でつないで以下の文章とさせていただいております。

それから、16ページの最後のほう、34行目、35行目で「将来改めて検討することが考えられる」と修文をさせていただいております。

それから、23ページの解除権の行使の制限に関する部分でございますけれども、5行目、「例えば」の後につきまして、「消費者の解除権の行使を事業者の受理その他の事業者の行為に係らしめる条項とすべきとの意見もあった」と修文させていただいております。

以上でございます。御確認いただければと思います。よろしくお願ひいたします

す。

#### ○山本座長

ありがとうございました。修正案は以上の御説明のとおりです。この修正の方向性で進めたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ただ、報告書全体についてもそうなのですけれども、趣旨が変わらない範囲での文言の字句の修正等は座長である私に御一任いただき、後ほど委員の皆様にお送りしたいと思えます。御異論がなければそのようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

#### ○山本座長

ありがとうございます。それでは、本検討会の報告書については、私と事務局で修正の反映、文言の精査等調整をさせていただき、委員の皆様にお目通しいただいた上で本検討会の報告書として公表したいと思えます。

なお、本日の議論につきましては、運営要領に基づき、事務局と私で議事録を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で公表したいと考えております。

### 【9. 閉会】

#### ○山本座長

以上で本日の議事は終了させていただきますが、本日、これで閉会ということとなりますので、閉会に当たりまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思えます。

この「消費者契約に関する検討会」は、2019年12月24日の第1回から数えますと、本日まで1年9か月余りの間に計23回の会議を重ねてきました。消費者庁の会議室でリアルに検討会を行うことができたのは2020年2月10日の第3回までで、2020年5月13日の第4回から本日まで20回は、コロナ禍のためにオンラインで実施することとなりました。最後までオンラインになるとはそのときは思いもよりませんでした。このような形で検討を進め、取りまとめにまで至りましたのは、消費者庁の事務局の御尽力とともに、委員の皆様方の御協力の賜物と言わなければなりません。特に御発言の仕方や時間について制約を設けることとなり、また、私自身の議事進行の不手際などもありまして、御不満も多かったことと思えます。おわびとともに、心よりお礼を申し上げたいと思えます。

消費者契約法の実体法部分に関しては、今から7年近く前の2014年11月から見直しに向けた検討を始め、これまで2016年及び2018年に改正を行ってきました。今回の消費者契約に関する検討会では、締結過程及び不当条項に関する規律など

について、積み残された問題及び最近の社会情勢の変化に応じて対応を迫られることになった問題という非常に難しい問題に取り組むこととなりました。どれ一つとっても改正提案をまとめることは容易ではないと覚悟していましたが、委員の皆様のご協力と事務局による周到な調整のおかげをもちまして、本日、多くの項目について取りまとめを行うことができました。大変ありがたいことと感謝いたしております。

今後は、この取りまとめの報告書をもとに、さらに各方面からの御意見を踏まえて、改正法案を作成して国会に提出していただくこととなりますが、最終的に改正法が成立するに至るまで紆余曲折を経ることと思います。委員の皆様をはじめ、この場においでの方々には、この報告書で示されたことがよりよく実現されることとなりますよう、今後も御支援、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

座長としてのお礼とお願いの言葉は以上のおりですが、最後の機会ですので、今後に向けた所感を述べることをお許しいただければと思います。

どの立法もそうなのですけれども、この消費者契約法につきましても、現実には生じている問題に対処するために、規制が少なすぎる、その意味で過少になってはいけません、同時に社会経済活動に対して規制が過剰になってもいけません。今回のこの検討会では、この過少規制になってもいけない、しかし、過剰規制になってもいけないという要請を踏まえた、その意味で冷静かつ理性的な議論を行うことができたのではないかと思います。もちろん、個々の問題について、何が過少規制であり、何が過剰規制かという点については意見の違いがあるとしても、過少規制になっても過剰規制になってもいけないという議論の枠組みが共有されることの意味は非常に大きなものだったと言わなければなりません。それがこの検討会の重要な成果の一つであったと受けとめています。

今回、多くの項目について改正に向けた提案を取りまとめることができましたが、つけ込み型の規制や平均的な損害をはじめとした不当条項規制の見直しあるいは拡充など、なお積み残されている重要な項目が残っています。また、オンラインによる契約、AIの利用が広がっていくことなどに伴って、これまでの消費者契約法の規律だけでは十分に対処することができない問題がますます顕在化することが予想されます。消費者契約法の見直しはこれで終わるというのではなく、これからも絶えることなく続けていく必要がある。その際には、先ほど申し上げた議論の枠組みを共有して検討を続けることが何よりも重要であることを確認させていただければと思います。

最後に改めて、この場においでの方々に礼の言葉を述べて締めくくりとさせていただきます。この1年9か月余りの間、本当にありがとうございました。

それでは、長官からご挨拶をお願いいたします。

### ○伊藤長官

座長、私からも一言だけ。消費者庁長官の伊藤でございます。

先ほど時間の都合で、本来一番最後に大臣に御挨拶をと思っておりましたが、公務との都合で大変申し訳ありません。途中で大臣の御挨拶とさせていただきます。先ほど座長からお話しいただいたことに尽きているかと思いますが、私から最後に御礼の言葉を申し上げたいと思います。

山本座長をはじめ、委員の皆様方には非常に長い期間熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。本日、幾つかの文言の修正はございますが、一通りの取りまとめができたかなと思っております。ただ、今、私、取りまとめができたと過去形で申し上げましたけれども、今後、これを踏まえた上で具体的な課題の検討に入り、先ほど大臣も申し上げたとおり、法案化の作業に私ども事務方としては取り組んでいきたいと思っております。そのような中において、本日それぞれのお立場なり想定される状況などを念頭に置いたいろいろな御指摘をいただいたかと思っております。そういう議論をしていただいたのは大変ありがたかったと思っております。

また、これで終わりということではなくて、先ほど私どもの黒木課長も申し上げましたとおり、法制化の作業の過程の中でまた調整をさせていただいたり、御意見を賜ったりする機会があるかと思えます。座長も言ってくださったとおり、大きな枠組みをいただいたと思っておりますので、そういう枠組みを基にそれぞれ具体化していきたいと思えます。

ぜひ委員の皆様方には引き続きの御協力を賜りますよう、また、今までの議論についての感謝を心から申し上げたいと思えます。本当にどうもありがとうございました。

### ○山本座長

それでは、これにて第23回検討会を終了させていただきます。皆様、順次御退席ください。どうもありがとうございました。